

**医事関係訴訟委員会における、裁判所に対するアンケートの結果について
(最高裁判所医事関係訴訟委員会事務局)**

※平成16年7月1日から平成17年12月末日までに提出された46通を対象とする。

・各意見等の後の括弧書き中の数は、当該意見等を含めた同旨の意見等の数である。

1 本件の終了事由は何ですか。

- ア 判決 (24)
- イ 和解 (22)
- ウ その他 (0)

2 和解で終了した場合、鑑定が当該和解でどのように役立ったかについて、特段の支障がなければコメントを簡単に記載してください。

- ・鑑定及び鑑定人質問により、争点についての理解が進み、事案に対する当事者の認識が共通化して和解の成立に至ることができた。 (8)
- ・当事者が鑑定の内容に納得し、和解に応じた。 (2)
- ・和解における病院側への大きな説得材料となった。 (4)
- ・事実認定をする際に大いに役立った。
- ・考えをより深めるきっかけとなった。
- ・裁判所の心証を固めて、当事者に説得的な和解案を提示するために役立った。 (2)
- ・和解勧告書を作成するのに役立った。 (2)

3 判決で終了した場合、鑑定が当該裁判手続の中でどのように役立ったかについて、判決書に記載されている点以外にもポイントとなる部分がありましたら、簡単に記載してください。

- ・今回の鑑定は、既に実施されていた複数の鑑定書のうち、従うべき鑑定書を再確認する上で有用だった。
- ・①当時の医療水準、手術と被害者の死亡との因果関係、後遺障害の有無などの認定に当たって、中心的な証拠として非常に役立った。②前提となる医学的知識等が説明されていて、事案の理解に役立った。 (6)
- ・明快な理由が記載されていたため、判決が書きやすかった。 (2)
- ・鑑定結果は、本件の結論に決定的な影響を及ぼした。 (2)
- ・鑑定事項とされた当初の争点についての判断は、鑑定結果を援用したが、鑑定事項以外の鑑定人から指摘された新たな争点については、鑑定結果を援用できなかった。

4 以上の他、本件の鑑定手続に関してお気づきの点、当事者や代理人の反応についての御意見、鑑定人に対する御意見等があれば、御記入ください。

○本件の鑑定手続について

- ・ 2つの学会から適任者の推薦を受けられたことは大変良かったと思う。
- ・ 推薦について、早期対応をしていただき、大変役に立った。
- ・ 大変忙しい先生に鑑定依頼したということもあり、鑑定書の提出までに長期間かかってしまった。鑑定期間がもう少し短くなると助かる。 (2)
- ・ 鑑定事項の立て方や医学用語の曖昧な部分等について、鑑定人から指摘、助言をいただいた。鑑定人から積極的に意思疎通を図っていただいたため、趣旨に合う鑑定を行うことができた。
- ・ 鑑定の依頼時に、裁判所の鑑定事項や資料に疑問点があったら気軽に問い合わせをしていただきたいとの由を鑑定人に伝えておく方が良いのではないか。 (2)
- ・ 鑑定内容の有利不利もさることながら、当事者が気にするのは訴訟の長期化のようである。ある程度不明確なものであっても補充鑑定などの方策はあるので、裁判所としては、鑑定書を早期に提出して欲しい。また、鑑定書の提出が遅れるときは、今後の鑑定書作成の予定、鑑定の進捗状況などを書記官に快く教えていただけるとありがたい。
- ・ 鑑定人として、専門分野の第一人者である大学教授を選任することも悪くないが、鑑定人の繁忙度も考えて、事案に応じて幅の広い選択を可能にできると良いのではないかと思う。
- ・ ①いわゆる複数鑑定を実施したが、鑑定人の報酬、鑑定資料の写しの作成及び鑑定人の人数については、今後検討していく必要があると思われる。②鑑定資料の写しの作成については、裁判所で鑑定資料の写しを作成し、各鑑定人に郵送することとなった結果、書記官に著しい負担をかけることになってしまった。③鑑定人の人数については、3人の鑑定人で鑑定を実施した結果、多数意見が明らかになり、当事者に対し説得的な材料となったように思われる。なお、意見の異同が明らかになるように、鑑定書の共通書式を裁判所で作成しておく必要がある。

○当事者や代理人の反応

- ・ 非常に丁寧で、説得力のある鑑定をしていただいたので当事者も納得したようである。 (3)
- ・ 医事関係訴訟委員会から推薦いただいた鑑定人ということで、鑑定人の中立性が高く評価され、和解を成立させる上で大いに説得力が高まった。
- ・ 当庁における医療過誤訴訟では医師の出身大学、経歴などを考慮すると公平性、中立性の担保という観点から当事者間で意見がまとまらず、県内での鑑定人の確保が困難なケースが多く見受けられる。医事関係訴訟委員会に推薦いただいた本件では鑑定人に対する公平性、中立性の信頼が強く、当事者双方とも鑑定内容を踏まえて双方の主張を尽くし、判決に至るといった経過となった。
- ・ 委員会を通じての鑑定人推薦手続が当事者間でも相当浸透してきていると感じた。

・鑑定書において不利な立場に立たされた当事者から、鑑定人に対する質問、文書による再度の意見聴取などを実施して欲しいとの希望が出されたが、必要性無しということで認めなかった。当事者も最終的にはそれもやむを得ないということで了解した。

・鑑定書を読んだ一方の代理人からは、鑑定人は偏頗的だと思われるとの意見があった。(2)

○鑑定人に対する意見等

・迅速に鑑定書を出していただいたことから、速やかな解決を図ることができた。(4)

・鑑定人におかれては、多忙の中、早期にかつ大変充実した内容の鑑定をしていただき、大変感謝している。(2)

・今まで経験した中で最も質の高い丁寧な鑑定であり、大変感謝している。

・鑑定書が非常に分かりやすかったので、同種事案があればまた依頼したいと思っている。

・鑑定人が積極的に鑑定人質問に応じ、問題点について丁寧な説明をしてくれたため、事案の理解に大変役立った。(2)

・鑑定に先立ち、鑑定人から、中立公平な立場、むしろ医師としての厳しい姿勢が示されたので、原告も出された鑑定結果を受け入れることができたものと思料される。

・原告の想定していた鑑定費用と鑑定人が最初提示された鑑定費用との間に開きがあり、鑑定人に鑑定費用を減額いただくなど御迷惑をお掛けしたが、快く引き受けていただき大変助かった。

・①依頼に当たっては快く応じてくれ、また、鑑定書の提出もほぼ期間内に提出された。疑問点を書簡で確認される等真摯に鑑定していただいたと認識している。②鑑定意見だけでなく、医学参考文献を添付していただけると、理解の手助けとなったと思われる。

・鑑定書の内容がやや簡単すぎたため、当事者双方が自己に有利になる点のみ援用していたように思われる。

・鑑定事項に対する回答とは別に、いわば法律判断までしてしまっていると受け止められる部分が見受けられた。

・鑑定人推薦依頼から鑑定人推薦まで約半年を要しているのので、遅くとも2～3ヶ月で候補者を推薦していただけるような運用を図っていただきたい。